

令和7年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案 第 55 号 説 明 資 料

令和7年11月28日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
参考資料	1
新旧対照表	2

子育て支援課

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている本条例について、所要の改正を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 利用乳幼児及び職員の健康診断の改正（改正箇所：第18条第2項）

家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断に相当すると認められるものに、健康診査が追加されました。

【改正前】児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断のみ

【改正後】児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断及び
乳幼児に対する健康診査（追加）

(2) 施行日

公布の日から施行します。

3 参考資料

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	－
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな・こびとのこや 楽友庵
	B型：A型とC型の中間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	－
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	－
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で 保育	－	－
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	－

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

目次	改正案	現行
第1章 省略 第1条～第17条 省略 (利用乳幼児及び職員の健康診断)	目次 第1章 総則 第1条～第17条 省略 (利用乳幼児及び職員の健康診断)	目次 省略
第18条 省略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健診(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健診をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健診等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健診の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健診の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健診等の結果を把握しなければならない。	第18条 省略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健診が利用開始時の健診の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健診の全部又は一部を行わないとすることは、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健診診断の結果を把握しなければならない。	第18条 省略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健診が利用開始時の健診の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健診の全部又は一部を行わないとすることは、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健診診断の結果を把握しなければならない。
3・4 省略 第19条～第22条 省略 第2章～第6章 省略	3・4 省略 第19条～第22条 省略 第2章～第6章 省略	3・4 省略 第19条～第22条 省略 第2章～第6章 省略
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日から施行する。